



# 介護予防・日常生活支援総合事業の取組 及び今後の展望について

平成30年3月15日  
秋田県小坂町 町民課 町民福祉班



小坂町マスコットキャラクター「かぶきん」

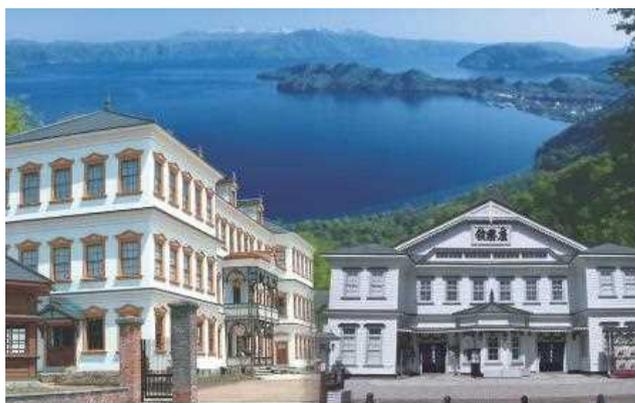
1

## 1. 位置・地勢

○秋田県の北東端に位置し、北東北三県（秋田県・青森県・岩手県）のほぼ中央に位置しています。町土の約7割が森林であり、組の特別名勝・天然記念物に指定されている十和田八幡平国立公園の「十和田湖」があり、日本でも有数の自然に恵まれた地域です。

○小坂鉱山の発見により明治初期から「鉱山の町」として発展、大正9年には17,100人の人口を有し、県下第二の都市として繁栄しました。鉱山閉山後は、これまで培った鉱山技術を活用し、最先端の環境リサイクル産業（レアメタルの回収）への転換を図り、世界的視野での資源循環型産業として発展を続けています。

○鉱山の歴史に彩られた近代化産業遺産の建物群を活かした観光分野も大きな柱になっています。



2

## 2. 人口・世帯 (平成30年2月28日現在)

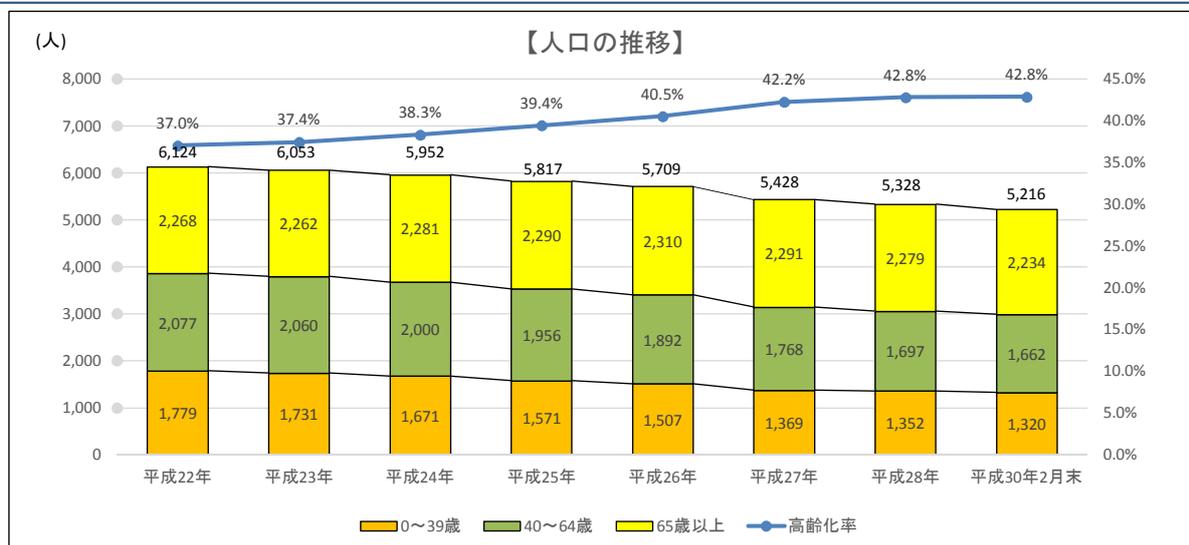
人口 : 5,216人 (男 2,434人 女 2,782人)

世帯数 : 2,389世帯

高齢者人口 : 2,234人 (内75歳以上 1,305人)

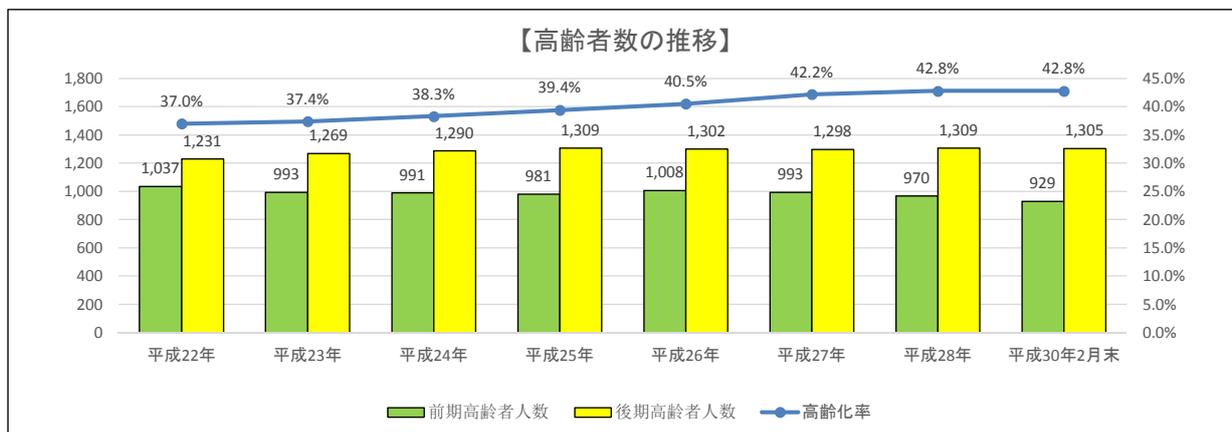
高齢化率 : 42.8% (75歳以上割合 25.0%)

介護保険料基準月額 : 5,300円 (基準額は第5段階・標準9階層で設定)

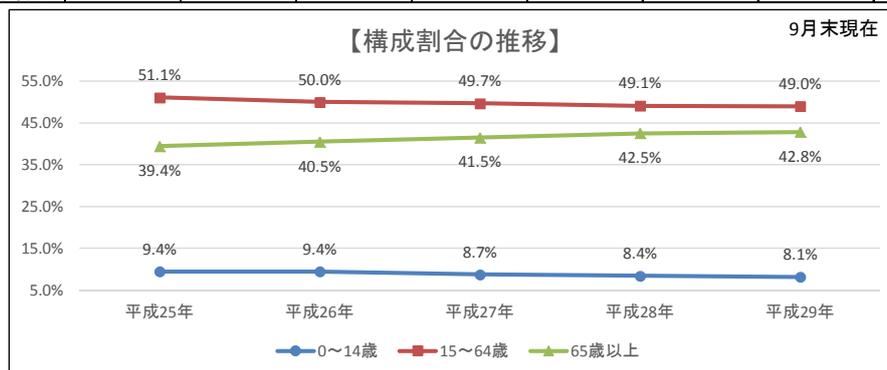


3

## 3. 高齢者数・人口構成割合の推移 (平成30年2月28日現在)



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成30年2月末
前期高齢者割合	16.9%	16.4%	16.6%	16.9%	17.7%	18.2%	18.2%	17.8%
後期高齢者割合	20.1%	21.0%	21.7%	22.5%	22.8%	23.9%	24.6%	25.0%



4

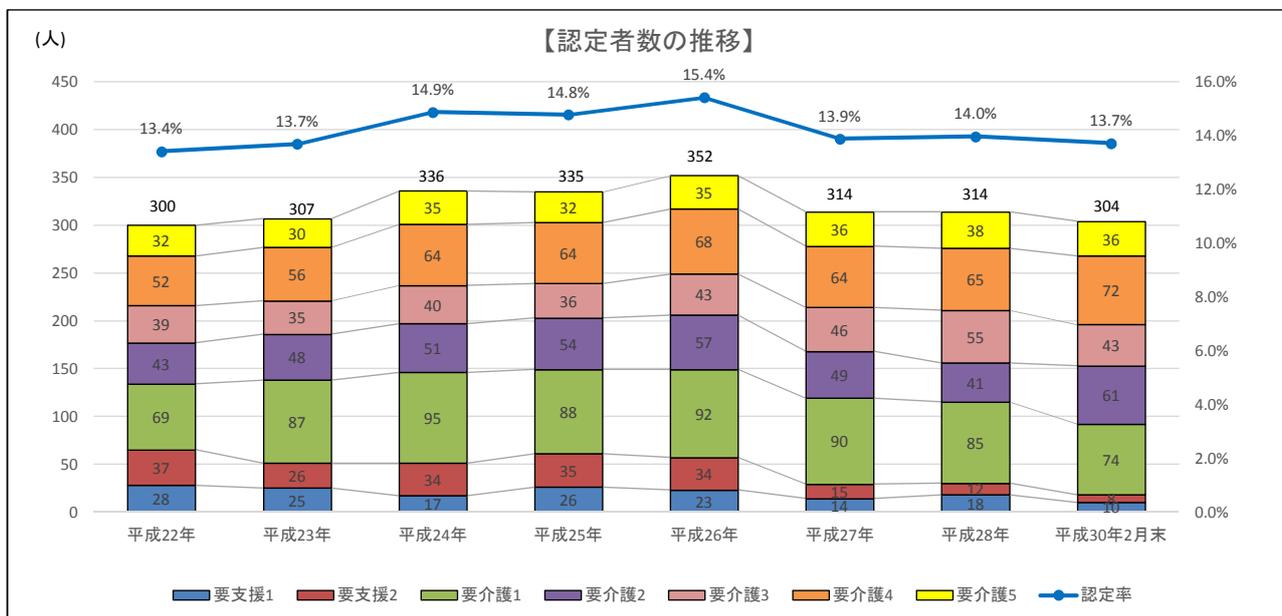
#### 4. 要介護（要支援）認定情報（平成30年2月28日現在）

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数	10	8	74	61	43	72	36	304
割合	3.3%	2.6%	24.3%	20.0%	14.1%	23.7%	11.8%	

**要介護認定率 : 13.7%**

(参考)	平成27年度末	平成28年度末	平成30年2月末
事業対象者	33	55	74



5

#### 5. 組織体制（平成30年3月1日現在）

①介護保険全般（総合事業含む）の担当：専任1名  
地域支援事業の担当：兼任1名

②地域包括支援センター：町直営1カ所  
町職員3名 保健師2名（1名兼主任介護支援専門員）  
社会福祉士1名（兼主任介護支援専門員）  
臨時職員7名 看護師4名（1名兼介護支援専門員）  
介護福祉士2名（1名兼主任・1名兼介護支援専門員）  
保健師1名

#### 6. 事業所・施設の状況（小坂町所在）

##### ■施設系

介護老人福祉施設 2カ所  
ケアハウス（特定） 1カ所

##### ■居宅系

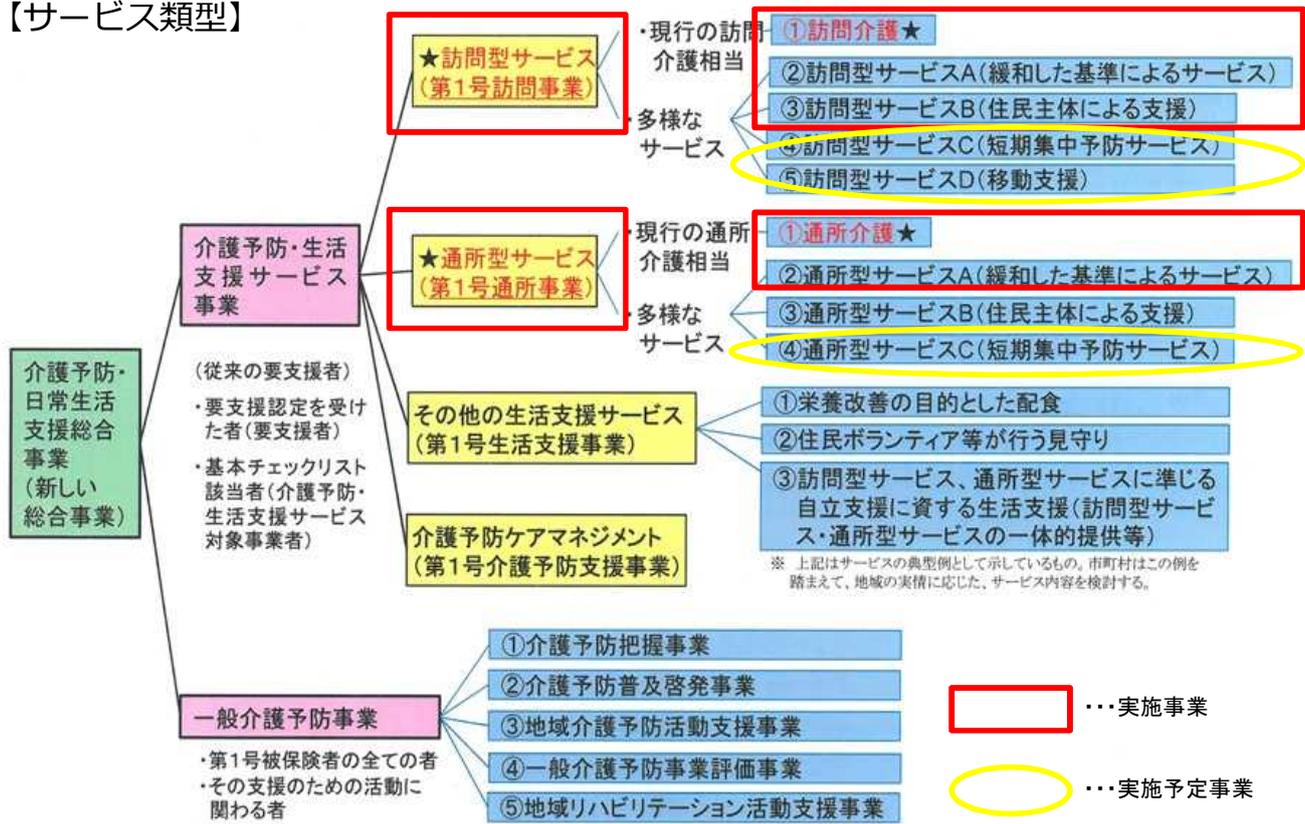
居宅介護支援事業所 3カ所  
認知症対応型グループホーム 1カ所  
生活支援ハウス 1カ所  
→(H30.4より住宅型有料老人ホームに転換)  
通所介護・地域密着型通所介護 3カ所  
認知症対応型通所介護 1カ所

■総合事業関係 4事業所（町外所在2カ所）

6

## 2. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み

【サービス類型】



厚生労働省資料を基に作成

7

### I. 事業別実施状況

#### 1. 訪問サービス

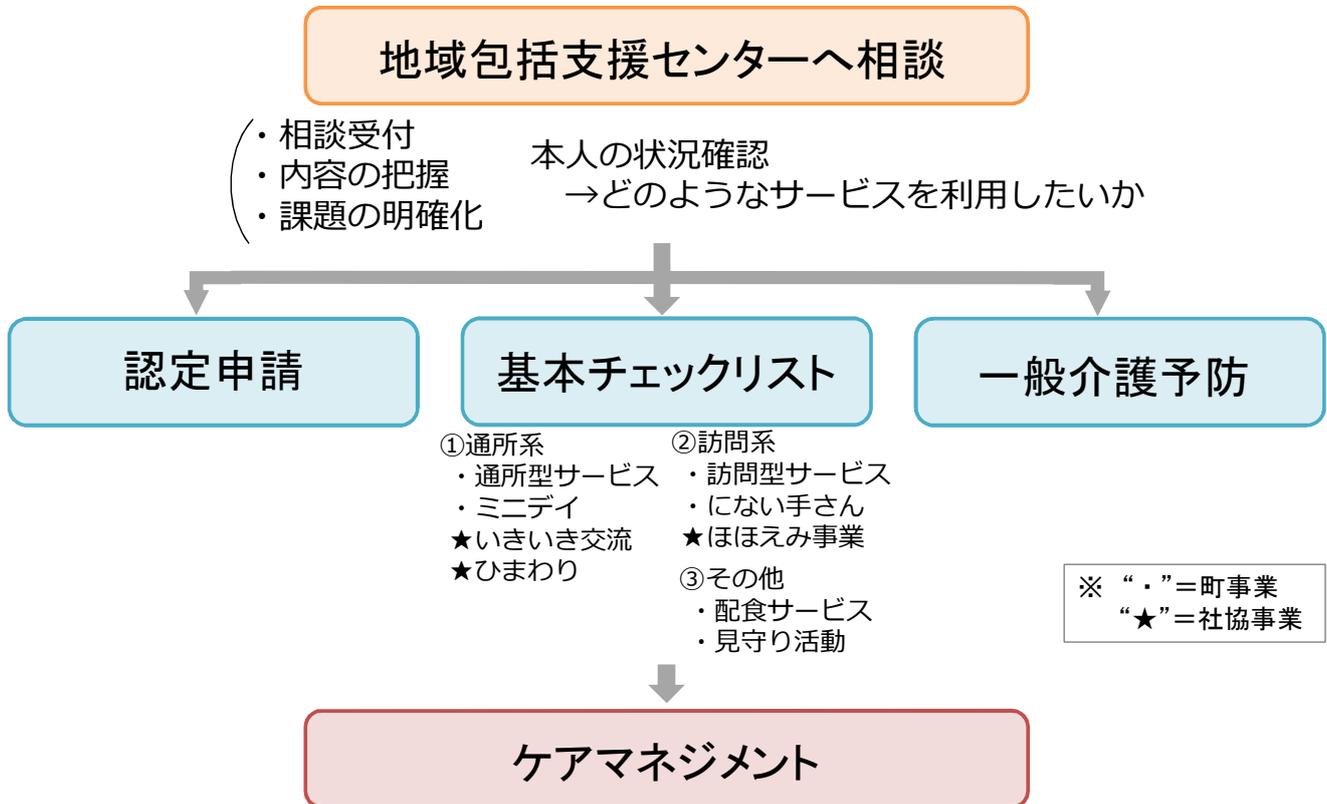
ガイドラインで示された類型	名称	実施時期	実施方法
旧介護予防訪問介護相当	訪問型サービス	平成27年4月	—
訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）	—	未定	—
訪問型サービスB （住民主体による支援）	にない手さん	平成28年1月	補助（小坂町社会福祉協議会）
訪問型サービスC （短期集中予防サービス）	未定	平成30年度中	委託（小坂町社会福祉協議会）
訪問型サービスD	未定	平成30年度中	補助（小坂町社会福祉協議会・小坂ふくし会）

#### 2. 通所サービス

ガイドラインで示された類型	名称	実施時期	実施方法
旧介護予防通所介護相当	通所型サービス	平成27年4月	—
通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	デイサービスくるみ	平成27年4月	委託（小坂町社会福祉協議会）
通所型サービスB （住民主体による支援）	—	未定	—
通所型サービスC （短期集中予防サービス）	未定	平成30年度中	委託（小坂町社会福祉協議会）

8

## II. 総合事業利用の流れ



介護予防ケアマネジメントAを基本とし、状況に応じて柔軟に変えていく。とりあえずAから始めて、モニタリングを一部省略可能であればBになり、変化があった場合はAに戻ることもある。

9

## III. 単価の設定・国保連合会への委託等

### ①旧介護予防訪問相当・旧介護予防通所相当事業

審査支払事務	：	国保連合会へ委託
人員・設備基準	：	旧サービス相当の国の参考例による→H30.4以降も維持
単価	：	旧サービス相当の国の定めた単価・包括単価による→ ”
設定の根拠	：	介護保険の報酬単価に準じる→ ”

### ②通所型A(委託)

審査支払事務	：	国保連合会への委託無し
単価	：	事業者との調整により決定 基本料3,000円+入浴加算500円+送迎加算500円
設定の仕方	：	要支援1単位(当時2,115)÷4×3/4≒4,000円
設定の根拠	：	旧サービス相当との単価の整合性を図った上で、 事業者との調整により決定。

### ③訪問型B(補助)

審査支払事務	：	国保連合会への委託無し
補助	：	間接的経費のみ

## IV. 各サービス類型の実施状況

### ①訪問型サービス

基準	サービス類型	
サービス種別	①訪問型サービス	②訪問型サービスB (住民主体による支援)
サービス内容	専門的な視点を持つ訪問介護員による身体介護、生活援助	住民を主体として行う生活援助
対象者とサービス内容の考え方	○介護予防ケアマネジメントの実施によって、サービスを提供される必要がある方と判断された方 ○旧介護予防訪問介護基準に沿った、訪問介護員によるサービス提供を必要とする場合	○介護予防ケアマネジメントを実施し利用（本人・家族からの利用希望や、利用者の状態等も踏まえながら、生活援助のみで良いと判断された方など）
実施方法	事業者指定	補助
基準	旧予防給付の基準を基本	必要最小限の基準内容
サービス提供者	訪問介護員 (訪問介護事業者)	住民ボランティア (事務局機能は社協が担う)
提供開始年月	平成27年4月	平成28年1月

11

## 介護予防・日常生活支援総合事業

### (1) 介護予防・日常生活サービス事業

平成28年1月開始

### 訪問型サービスB（住民参加型ホームヘルプ）【にない手さん】

基準	多様なサービス
サービス内容	住民を主体として行う生活援助
目的・効果	○活動者にとって、活動が高齢者の生きがいにもなり、健康長寿につながる ○介護給付費の抑制 ○介護職人材の不足を補う ○住民同士が協力する、支え合いの地域づくりの充実
事業の内容	利用料：30分 250円 買い物・調理・掃除・話し相手 外出支援(医療機関等への付き添い)等 日常生活の支援
実施方法	補助
サービス提供者	地域の住民 (活動に対する講習会受講・登録者)



H29.12現在	
活動登録者	利用者
28人	7人

12

## 【訪問型サービスB開始に至る経緯】

平成27年4月の総合事業への移行と同時進行で実施の検討を開始  
 平成26年12月 関係事業者へ制度改正の説明。移行について協議・打診  
 平成27年1月～各事業者と個別に、事業の内容や単価等について協議

⇒小坂町社会福祉協議会の既存事業「住民参加型在宅支援活動」(ほほえみ)の仕組みを基礎に、事業の組み立てを検討

当初、社協においては、社協の既存事業と比較し、

・利用者からはより安い利用料、活動者には少し高い報酬

を想定。しかし、サービス提供に係る報酬は補助対象外とのことにより、

・利用料＝報酬

とすることから、利用者負担を抑える形で既存事業と同じ30分250円の利用料とする。活動者へは報酬(250円)＋はっぴいポイント付与

⇒平成27年11月に協議体を開催し、事業の内容について協議



平成27年11月 町広報にて新規事業実施のお知らせと活動してくださる方の募集  
 + 傾聴ボランティアや民生委員、既存事業(ほほえみ)協力員等へ直接声かけ  
 平成27年12月 ・活動者に対する講習会(3時間)を3回実施 ※受講者29名  
 ・登録者の顔合わせ、事業説明会を開催 ※登録者24名  
 平成28年1月 「にない手さん」として事業開始

13

利用してみたい・・・	お申し込み方法の流れ	困っている人を支援したい!
<p><b>【サービス内容】</b>                      地域支援訪問サービス「にない手さん」では利用者の自宅を訪問し、次のような支援サービスが利用できます。</p> <p>◎一人で外出が困難になった                      →外出介助</p> <p>◎薬を出してもらったが、量が多くて管理が難しい                      →服薬介助</p> <p>◎日常生活でちょっと手を貸してほしい                      →自立支援介助</p> <p>◎その他、調理や掃除、食事の準備や調理、同行や代行、ゴミの分別やゴミ出しも行います。</p> <p><b>【支援日・時間】</b>                      ◎朝：8：30～夕：17：30                      (土・日・祝日、及び年末年始の社会福祉協議会の休日は除く)</p> <p><b>【利用料】</b>                      30分・・・250円(加算式)                      ※買い物、外出介助時の交通費等は利用者の負担となります。</p> 	<p>①地域包括支援センターに相談しましょう(役場内)                      電話：29-2950</p> <p>②相談者(利用者)の状態を調査して要介護か?要支援か?総合事業か?その他か?を確認します</p> <p>③要支援、総合事業対象と判断された場合、介護予防や生活支援サービス事業の紹介をします(要介護の場合は介護保険事業になります)</p> <p>④相談者(利用者)が社会福祉協議会の「地域支援訪問サービス事業」の利用を希望すると利用者とは協会の利用契約へ進むことができます</p> <p>⑤利用契約が完了し、本人及びご家族、包括センター、社協とでサービス担当者会議を行い、支援する内容が決定したらサービス利用の開始となります</p>	<p><b>【支援者】</b>                      支援にあたる者を「担い手さん」と呼称します。活動に必要な支援の知識・技術を講習で習得し、登録していただいた方に、身分証明証を交付します。</p> <p><b>【支援の記録】</b>                      担い手さんには、支援活動の内容を記録用紙に記入していただきます。</p> <p><b>【謝礼】</b>                      担い手さんには、支援時間30分毎に250円の謝礼が支払われます。</p> <p><b>【実費弁償】</b>                      支援にあたる担い手さんが下記の理由で自家用車を使用した場合、1kmあたり15円の実費弁償費が支払われます。</p> <p>◎自宅から利用者宅までの徒歩での最短移動距離が片道2kmを超えるとき                      ◎支援時間内で支援のために必要と認められるとき</p> 

(参考)

地域支援訪問サービス事業「にない手さん」 実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護保険制度における地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス訪問型サービスBに該当する事業として、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要支援状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住民同士が協力し合い、住民の福祉力をもって支援することを目的とする。また、住民相互の支え合いの関係が役割を持ち生きがいにつながることで、生き生きと暮らし続けることができる地域づくりを目的とする。

(事業の内容)

第2条 この事業では、利用者の自宅を訪問して次の支援を行う。  
 ①外出介助、服薬介助、自立支援介助などの身体介護  
 ②調理、掃除、洗濯、買い物、薬の受け取りなどの生活援助  
 ③その他必要と認められる介護及び介助

2 支援は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス・支援計画に基づいて行う。

(支援日及び時間)

第3条 この事業の支援日及び時間は、社会福祉法人小坂町社会福祉協議会（以下「社協」という。）職員の勤務日及び勤務時間内を原則とする。

(利用料)

第4条 この事業の利用料は、支援時間30分までを250円とし、30分を超えた場合は30分毎に250円を加算する。

2 買い物や薬の受け取りの代金、外出介助の際の交通費（タクシー代など）などの実費は利用料とは別に利用者がこれを負担する。

(利用者)

第5条 この事業の利用者は、介護保険制度における「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者とする。

2 この事業の利用を希望する場合は、小坂町地域包括支援センターに相談のうえ本事業対象者であることの認定を受ける。

(利用契約)

第6条 この事業の利用については書面をもって契約を締結する。

(支援者)

第7条 この事業で実際に支援にあたる者を「担い手さん」と呼称する。

2 担い手さんは、地域福祉に関心と理解があり積極的に活動しようとする方で、社協に登録（登録様式1号）し、活動に必要な支援の知識、技術を講習などにより修得する。

3 登録した担い手さんには身分証明書を交付する。この身分証明書は、活動の際に必ず携帯し、登録を解除した場合は速やかに社協に返還する。

(支援の記録)

第8条 この事業での支援について、担い手さんは所定の様式（記録様式1号）にて必要事項を記録する。

(謝礼)

第9条 この事業で支援した担い手さんには、支援時間30分毎に250円の謝礼を支払う。

(実費弁償)

第10条 この事業で支援した担い手さんが次の事項で自家用車を使用した場合は、1kmあたり15円の実費弁償をする。

- ①自宅から利用者宅までの徒歩での最短移動距離が片道2kmを超えるとき
- ②支援時間内で支援のために必要と認められるとき

(保険)

第11条 この事業は、全国社会福祉協議会の「福祉サービス総合補償」に加入し、その定める範囲を補償の対象とする。

(守秘義務)

第12条 活動中に知り得た個人情報やプライバシーについては、第三者に他言してはならない。

附則 この要綱は、平成28年1月1日より施行する。

小坂町社会福祉協議会より提供

【平成30年度実施予定事業】

基準	サービス類型	
サービス種別	③訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	④訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	専門職による居宅での相談指導等	介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援
対象者とサービス内容の考え方	○通所型サービスCの対象者 ○3～6ヶ月の短期間でのADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース ○通所型サービスC開始前、終了後に自宅での生活状況の確認、指導等を行う	○通所型サービス、通所型サービスAの対象者、介護予防事業の参加者 ○通所型サービスA・訪問型サービスBを組み合わせ、各事業の移送支援を行う
実施方法	委託	補助
基準	独自の基準（調整中）	必要最小限の基準内容（調整中）
サービス提供者	理学療法士	ボランティア
提供開始年月	平成30年度中	平成30年度中

## ②通所型サービス

基準	サービス類型	
サービス種別	①通所型サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	専門的な視点を持つ介護福祉士等による身体介護を伴う通所介護 身体機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス
対象者とサービス内容の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防ケアマネジメントの実施によって、サービスを提供される必要がある方と判断された方</li> <li>○旧介護予防通所介護基準に沿ったサービス提供が必要と判断される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防ケアマネジメントを実施し利用（本人・家族からの利用希望や、利用者の状態等も踏まえながら、生活援助のみで良いと判断された方など）</li> <li>○入浴などの身体介護を行う場合は介護専門職が行い、生活支援部分に住民ボランティアが関わる。</li> <li>○既存の通所介護事業所に併設</li> </ul>
実施方法	事業者指定	委託
基準	旧介護予防通所介護基準を基本	人員・設備基準等を緩和した基準
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	通所介護事業者の従事者＋住民ボランティア
提供開始年月	平成27年4月	平成27年4月 (平成28年1月～実施回数拡大)

## 介護予防・日常生活支援総合事業 (1) 介護予防・日常生活サービス事業

平成27年4月開始

### 通所型サービスA（時間短縮型デイサービス） 【くるみ】

基準	多様なサービス
サービス内容	ミニデイサービス
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の通所介護で提供しているサービス全ては必要としないが、ある程度限定された時間・内容のサービスを必要とする方に対応。</li> <li>○通常のデイサービスより短時間とすることで、地域にいる時間も確保され、地域の人とのつながりが維持できる。</li> </ul>
事業の内容	<p>H27～:週2日 → H29.1月～:週3日 4時間30分（10時～14時30分） 利用者負担：基本料300円+入浴50円 +送迎50円</p> <p>昼食代実費 ボランティアとともに、音読やゲーム、塗り絵、裁縫等、機能改善を図る作業などを行う。</p>



## 【通所型サービスA開始に至る経緯】

平成27年4月の総合事業への移行と同時進行で実施の検討を開始  
平成26年12月 関係事業者に制度改正の説明。移行について協議・打診  
平成27年1月～各事業者と個別に、事業の内容や単価等について協議

### ○保険者

- ・地域包括支援センターにおいて、通常のデイサービスでは時間が長く、負担となっている利用者が複数いることを以前から把握
- ・入浴ができ、かつ、もう少し短い時間のデイサービスがあれば最適！
- ・ガイドラインから、ミニデイサービスが現状で実施可能と判断
- ・入浴・送迎は、不要の人もある。いてもいい。→加算方式とする
- ・加算を全てつけると、旧介護予防通所相当の報酬相当となるよう単価を設定し、案として事業者へ提示

### ○事業者

- ・既存のデイサービスに併設する形で事業の実施が可能
- ・保険者より提示された単価設定での事業の実施が可能 と判断



保険者と事業者において、サービス実施の流れなどを複数回にわたって調整

19



### ○緩和した基準によるサービスとして・・・

(人員基準) 管理者：専従1以上  
介護職員：～15人 専従1以上  
15人～ 利用者1人に必要数

(設備基準) サービスを提供するために必要な場所、必要な設備・備品について、同一事業所に併設する場合は兼用可

(負担割合) 一律1割負担（利用のハードルを下げる！）

### ○ボランティアを参画させることで、住民の活躍の場を創設



平成27年4月 「ミニデイサービスくるみ」として事業開始

20

## 【平成30年度実施予定事業】

基準	サービス類型
サービス種別	②通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	専門職が3～6ヶ月の短期間で、生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラムを実施。
対象者とサービス内容の考え方	○介護予防ケアマネジメントの実施によって、サービスを提供される必要がある方と判断された方 ○3～6ヶ月の短期間でのADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース
実施方法	委託
基準	独自の基準（調整中）
サービス提供者	理学療法士
提供開始年月	平成30年度中

21

## V. 事業所等との連絡・調整

### 地域ケア会議

医療関係者やサービス事業者を始めとする多職種の実務者が集まり、個別ケースの検討や通常サービスを提供する中で出た課題の共有、地域課題の洗い出しなどを行っている。月1回開催しており、小坂型地域包括ケアシステムの基礎的な役割を担っている。

#### ★小坂町地域ケア会議の委員の構成

医療関係者……町内の診療所の医師1名、町内の歯科診療所の医師1名、  
町内の薬局の薬剤師1名

居宅介護支援事業所……町内外の居宅介護支援事業所計4カ所から各1名

サービス事業所……町内の介護老人福祉施設2カ所から各1名

地域密着型施設1カ所から1名

訪問介護事業所1カ所から1名

通所介護事業所4カ所から各1名

福祉関係者……町社会福祉協議会から職員2名(内1名生活支援コーディネーター)

行政関係者……福祉担当職員・保健センター職員

地域包括支援センター職員(生活支援コーディネーター含む)

**合計22名で構成され、多職種連携を図るための基盤となっている。  
この中において、新総合事業の説明・連携・調整を図った。**

**また、この他にも、日頃より各事業所や法人、社会福祉協議会等とは  
連絡のやりとり、職員の行き来が常にあり、町内1カ所の診療所や薬局、  
町立の歯科診療所等とも連携し、住民の情報共有・連携を図っている。**

## ～小坂町地域包括支援センター～

他の皆は  
外出中♪



- ・小坂町に1カ所の地域包括支援センターは町直営方式で役場内に設置。
- ・居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所を併設。
- ・保健センターとフロアを共にしているだけでなく、福祉担当課も隣接していることから、住民からの様々な相談にきめ細かく応じ、連携したワンストップでの対応を可能とする体制が構築されている。

“困り事は包括へ！”が広く認知。福祉や高齢者の情報が集約されており、町内外の事業所や関係機関等との連携もスムーズ。総合事業への移行や実施、継続、展開においても、基幹的役割を果たしている。

地域共生社会を推進するための、地域包括支援センターの機能をベースとした、高齢者に限らず、子どもや障がい者等全ての人への包括的支援体制の構築を図る相談支援体制の構築が可能！ →多世代型包括支援センターの設置（平成30年度中）

23



### 3. 協議体の設置 生活支援コーディネーターの配置

# 包括的支援事業・任意事業

## (1) 包括的支援事業

平成27年11月～随時

### 生活支援体制整備事業

～広報こさか7月号より～

事業の内容	<p>○生活支援コーディネーター配置 (平成27年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小坂町地域包括支援センター職員1名</li> <li>・小坂町社会福祉協議会職員1名</li> </ul> <p>○地域支え合い推進協議会設置 (平成27年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治連絡協議会会長、民生委員、消防、警察、地域活動実践者など22名</li> </ul> <p>○意見交換会の開始 (平成28年8月)</p> <p>生活支援コーディネーター等が町内対象38自治会を訪問し、各地域における課題・ニーズ把握等を行う。</p> <p>○「地域の居場所づくり」実践例の紹介</p>
目的・効果	<p>○意見交換会を行うことにより、各地区における課題やニーズ把握を行うとともに、住民が自ら地域の現状や将来を考え、課題等をどのように解決したらよいかを地域住民とともに、あるいは地域住民が主体的に考える機会となる。</p> <p>○「地域の居場所づくり」実践例を広報や意見交換会の際に紹介することにより、助け合い・支え合いのまちづくりへの取り組みの推進を図る。</p>

### ふくし・かいご耳より情報 ～地域包括支援センターより～ No.62

#### 助け合い・支え合いのまちづくりをめざして

##### 【その2】一本杉「お茶っこ会」の紹介

一本杉は24世帯と小さな自治会ですが、「お茶っこ会」は毎月1回行っています。この他にも月1回程外出行事(康楽館観劇や郷土館などの町内施設巡り)、あかしや荘の利用など参加者同士で車を乗り合わせながら出かけしています。

きっかけは、「地域支え合い体制づくり事業」で、テーブルやイス、冷蔵庫等を購入し、カーペット敷きにしてスリッパを履かなくても良くなったこと、そして、26年度に老朽化した児童館を改修したことがあげられます。

以前は、「お元氣くらぶ」のあとにもお茶会をしたり、折り紙や手芸的なことをしていましたが、男性陣には不評だったこともあり、昨年9月に新たに「お茶っこ会」と名付けた集まりを企画しました。お昼をみんなで作って食べようということになりましたが、会館には調理器具がなく、家からガスコンロや炊飯器等を持ってきて昼食を会館で作るようになりました。そうすると、特に女性陣はワイワイおしゃべりをしながら調理を楽しむようになり、調理に参加しない人たちも作業を見守ったり、お茶やコーヒー、時にはお酒を飲みながらおしゃべりを楽しんでます。

自分たちが手がけた昼ご飯は格別においしいようです。また、外出行事の際は、チラシや声かけで広く自治会全体に呼びかけるので、参加者も違った顔ぶれになることもあります。

まだ1年経っていませんが、こうした居場所づくりや集いが、地区住民のつながりを深めていることは、参加者の皆さんの和気あいあいとした雰囲気と生き生きとした表情からうかがえました。



お問い合わせ先 小坂町地域包括支援センター (TEL29-2950)

## I. 生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置の流れ

平成26年 8月	<p><b>内部検討の開始</b> 7月に行われた全国課長会議を受けて、内部検討を開始</p>	平成27年 7月	<p><b>生活支援コーディネーターの選任</b> 社協と協議 (同月に事業説明も実施)</p>
平成26年 11月	<p>新地域支援事業における助け合い活動推進に係る研修受講</p>	平成27年 8月	<p><b>「住民向け」勉強会の実施</b> 社協主催で、住民向けにパネルディスカッション等含めた勉強会を実施。(居場所づくりについて)</p>
平成27年 2月	<p><b>民生児童委員へ制度説明</b> 民生児童委員協議会定例会に参加し、新総合事業、地域包括ケアシステムについて説明。民生委員とともに地域支え合いの体制づくりを推進していく必要があることを説明。</p>	平成27年 9～10月	<p><b>協議体構成メンバーの検討・依頼 (第2弾)</b> 7月の勉強会を受けて、追加団体へ参加依頼するため、事業説明を個別に行った。</p>
平成27年 4月	<p><b>「地域の支え合い」勉強会の実施 (約100名参加)</b> 住民主体による多様なサービスの構築をテーマとし、自治会や民生委員などの地域住民の方々や、秋田県横手市の方や各種団体の関係者に多数参加してもらい、グループワークにて地域の支え合い気づきのための勉強会を実施。</p>	平成27年 11月	<p><b>地域支え合い推進協議会を開催 (第1回)</b> <b>生活支援コーディネーター2名配置</b> <b>地域づくり活動の視察 (山形県川西町)</b> 住民が全戸加入して立ち上げたNPO法人が、多世代向け地域づくりに取り組んでおり、その活動を取り入れていくべく、実地で視察した。</p>
平成27年 6月	<p><b>生活支援コーディネーターの選任</b> 地域包括支援センターの職員を選任 (同月に事業説明も実施)</p>	平成28年 2月	<p><b>その他の勉強会</b> 頻度は高くないが、継続的に自治会主体の勉強会が行われている。 また、民生委員など主体を変えて行う場合もある。住民向けの勉強会は、地域によって参加意識などに温度差があるのが難しいところである。</p>
平成27年 7月	<p><b>協議体構成メンバーの検討・依頼 (第1弾)</b> 地域の主要な組織へ依頼するため、事業説明を個別に行った。</p>	平成28年 3月	<p><b>社協との活動打合せ</b> 生活支援コーディネーターの平成28年の活動について社協と打合せ。 (内容) ・居場所づくりを実践している地区9カ所を取材。 ・居場所づくりを実践している地区を町広報で紹介。 ・7月より、町内対象38自治会地区まわり。 →課題・ニーズの掘り起こし</p>
平成27年 7月	<p><b>介護予防協力員へ説明 (協力員50名)</b> 新総合事業について説明。元気な地域づくりや助け合いの体制づくりを推進していく必要があることを説明。</p>	平成28年 6月	<p><b>協議体候補者」の勉強会に参加</b> 秋田県内の近隣の自治体等とともに、さわやか福祉財団の支援を受けて、協議体構成員として任命予定のメンバーと勉強会に参加。 勉強会の中で、協議体にどのような方を含めたら良いか等再度検討。 (目的) 住民の代表者として、早期に事業の趣旨への理解を深めてもらい、スムーズな体制構築を進める。事業計画策定の流れで生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置による多様なサービスの創出等について理解を深めてもらう。</p>
平成27年 7月	<p><b>協議体候補者」の勉強会に参加</b> 秋田県内の近隣の自治体等とともに、さわやか福祉財団の支援を受けて、協議体構成員として任命予定のメンバーと勉強会に参加。 勉強会の中で、協議体にどのような方を含めたら良いか等再度検討。 (目的) 住民の代表者として、早期に事業の趣旨への理解を深めてもらい、スムーズな体制構築を進める。事業計画策定の流れで生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置による多様なサービスの創出等について理解を深めてもらう。</p>	平成28年 8月	<p><b>地域支え合い推進協議会を開催</b> <b>地区まわり (情報交換会) 開始</b></p>
平成27年 7月	<p><b>協議体候補者」の勉強会に参加</b> 秋田県内の近隣の自治体等とともに、さわやか福祉財団の支援を受けて、協議体構成員として任命予定のメンバーと勉強会に参加。 勉強会の中で、協議体にどのような方を含めたら良いか等再度検討。 (目的) 住民の代表者として、早期に事業の趣旨への理解を深めてもらい、スムーズな体制構築を進める。事業計画策定の流れで生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置による多様なサービスの創出等について理解を深めてもらう。</p>	平成29年 11月	<p><b>地域支え合い推進協議会を開催</b></p>
平成27年 7月	<p><b>協議体候補者」の勉強会に参加</b> 秋田県内の近隣の自治体等とともに、さわやか福祉財団の支援を受けて、協議体構成員として任命予定のメンバーと勉強会に参加。 勉強会の中で、協議体にどのような方を含めたら良いか等再度検討。 (目的) 住民の代表者として、早期に事業の趣旨への理解を深めてもらい、スムーズな体制構築を進める。事業計画策定の流れで生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置による多様なサービスの創出等について理解を深めてもらう。</p>	平成30年 1月	<p><b>地区まわり (情報交換会) 2巡回開始</b></p>

## Ⅱ. 生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置

### 地域包括支援センターと社協が連携した、SCと協議体の活動

- 地域包括支援センターでは介護予防ケアマネジメント、地域ケア個別会議の開催、全ての高齢者に関する情報把握、介護予防事業の展開、認知症に関する支援など、高齢者が地域で抱える課題や情報を全て持っている。
- 社会福祉協議会が地域に持つネットワーク、生活困窮者支援、各種地域活動を活かすため、第1層のコーディネーターは地域包括支援センターの保健師+町社会福祉協議会のCSWの2名体制で実施。  
今年度で活動も3年目に突入！
- 協議体の立ち上げは時間をかけて検討し、協議体を持つ役割や機能に着目してメンバーを検討。生活支援コーディネーターの活動の中で把握された地域の課題やニーズ等の情報を協議体メンバーで共有し、必要な社会資源やサービスの検討について議論を行う。
- 他市町村、他地域の取組を参考とするため、年1回視察研修を実施。

27

### 【小坂町地域支え合い推進協議会】

#### ☆協議会に求める役割

- 体制の構築に向け、企画立案や必要な協議・調整を行うこと
- コーディネーターの地域活動を組織的に支えること
- 各構成員で把握している地域ニーズを共有し、地域課題の解決に結びつけること

#### ☆協議会設置時の構成員

- ・町社会福祉協議会（SC 1名）
- ・社会福祉法人1団体（町の介護予防事業受託団体：1名）
- ・自治会総連絡協議会（地縁活動や見守り活動：町内5地区から代表を5名）
- ・民生委員（声かけや見守り：2名）
- ・介護予防協力員（地域の協力体制の強化：代表1名）
- ・地域福祉活動の実践者  
（居場所づくりや家事支援の分野から各1名）
- ・警察署交番  
（見守りや地域課題の把握：所長1名）
- ・消防署分署  
（ " : 分署長1名）
- ・郵便局  
（ " : 局長1名）
- ・地域包括支援センター  
（SC 1名含む・事務局兼務：4名）
- ・町民課町民福祉班  
（介護保険・地域支援事業担当：3名）

定例ではなく、SCの活動の中から、必要に応じて開催



計 22名で発足

28

### Ⅲ. 生活支援コーディネーターの取り組み

#### ～見守りネットワーク情報交換会～

地域住民に介護予防と支え合いによる地域づくりの必要性を啓発するとともに、地域資源の把握、地域内の課題の把握や助言、支援や見守りが必要な方の把握・地域住民との情報共有、他地区内での活動の紹介等を行うため、生活支援コーディネーター2名+町職員1名で、全地区を巡回している。地域巡回する中で、他部署との連携や情報提供が必要な場合には、その都度関係機関・部署へ連絡をしている。

SCの訪問をきっかけに、自主的に第2回目の見守り体制づくりを話し合う会議を開催した地区。地区より参加の依頼があり、SCも同席。この日は支え合いのマップづくり。

包括支援センターの保健師

社協のCSW



### 【地区まわりでの取材内容の取りまとめ①】・・・地区まわりの際、参加者へも配布 他の地域での取組の紹介 → 活動の継続や充実、新たな取組への参考になる！

住民主体の通いの場												
H29年10月現在												
小坂町の居場所の定義・・・住民主体で月1回以上定期的に集い、身体を動かしたり、おしゃべりをしたり、他者と交流することを一時間以上いる場												
地区名	活動内容	参加者	活動場所	代表者	開催時期	会の名称	費用	内容	その他	開催時間	実施主体	集まりの頻度
1 さくらんぼ	月1回 (木)	21人	会館	黒沢藤志子	H19.4	お楽しみ会	町内会費	茶話会・グラウンドゴルフ (年3～4回)	お元気+お茶のみ月2回。お楽しみ月1。老人クラブ	1.0時～1.2時	お元氣くらぶ世話係	週1回
2 永楽町	月2回 (月)	10人	会館	小林愛子	H24.12	おげんきかい	町内会費	食事会・おしゃべり・カラオケ・観劇・お出かけ等	お元気月2回・老人クラブ月1回・お元氣くらぶ月1回・行事	1.0時～1.5時	自治会福祉部	週1回
3 細前田	月1回	20人	会館	柴田フミ子	H12.4頃	お茶っこの会	200円	食事会・送迎・体操・おしゃべり・将棋	集まったとき次回の計画を立てる	10時～14時半 6人	老人会	
4 狐崎	月1回 (4～11月)	13～18	会館	松浦圭子	H26.4	にこにこクラブ	町内会費+月500円	スクエア・ゲーム スクエア・ゲーム・お茶のみ	年間計画	1.0時～1.2時 4～5人	お元氣くらぶ世話係	
5 新町	月1回 (5～12月)	12～13	会館	川口恒子	H19	お元氣パ-Ⅱ	100円	趣味活動・おしゃべり・温泉・たまに調理	年間計画	H26.6～年間計画	民生委員	
6 藤倉団地	月1回	10人	会館	木川田節子	H26.10	趣味の会	100円	お元氣の日の午後、毎月 自治会報発行	冬期間は川上公民館体育館	1.3時～1.5時	お元氣くらぶ世話係	
7 濁川	週2回 (火・金)	32人	手作り?カラオケ?観劇等	工藤シゲヨ	H18秋～	濁川?カラオケ?交誼会	年800円・1回50円	?カラオケ?観劇・華祭り・整備	70歳以上で男10人	濁川自治会社会福祉部	週2回	
8 濁川	週1回 (水)	15人	川上公民館グラウンド	杉原ミヨ	S63.3	のらの会	年1000円・冬期間1000円	川上公民館・グラウンド等		1.3時～1.5時	有志	週1回
9 一本杉	第二木曜日	12人	会館	佐藤直直	H23.9	お茶っこの会	月300円	昼食づくり・お茶のみ・干し柿作り・観劇・温泉等	お元氣月2回・お茶っこの月1回	1.0時～1.4時	老人クラブ	週1回
10 川通り	月1回	20人	会館	佐藤キヌ		老人クラブ		軽体操・ゲーム・おしゃべり・昼食(持参)		1.0時～1.5時	川通り老人クラブ	
11 岩沢	月1回	10～12人	会館	細越ひとみ・熊谷せつ子	H20.4	お元氣後のお茶のみ		おしゃべり		1.5時～1.6時	お元氣くらぶ世話係	
	第3日曜日	5～6人	会館	熊谷雄一	H29.10	岩沢80 (ハマムル)会	無料	おしゃべり (昼食持参)	80才以上有志	9時～1.5時	民生委員	
12 栄町	月1回	12人	会館	伊藤正信		茶寿会 (老人クラブ)		誕生会・体操・歌・ひなまつり会等	自治会報月1回発行		老人クラブ	
13 若葉町	第2火曜日	14人	会館	竹内裕子	H19.4	お元氣後のお茶のみ		お茶のみ		1.5時～1.6時	福祉部	
		10人	会館	藤井厚生		寿会 (老人クラブ)		華取り・お茶のみ		1.2時～1.4時	老人クラブ	
14 大川岱	月1回	7～8人	会館	工藤美恵子	H23.4	お元氣後のお茶のみ		昼食 (持参) ・ おしゃべり		1.2時～1.4時	お元氣くらぶ世話係	
15 細越	月1回	14～15人	会館	木田隆爾	H21.4	お元氣後のお茶のみ	150円	お茶のみ		1.5時～1.6時	老人クラブ	
16 北あけぼの	月1回	20人	会館	佐藤 勲	H19.4	お元氣後のお茶のみ		お茶のみ		1.5時～1.6時	自治会	
17 南あけぼの	月1回	10人	会館	斉藤誠一		老人クラブ		広報の仕分け・お茶のみ・おしゃべり		1.3時～	老人クラブ	
18 錦	月1回		会館	宮藤道雄		老人クラブ		華取り・お茶のみ・環境整備			老人クラブ	
19 大地	月1回	6～7人	会館	澤田喜久子・上田キマ	H24.10	お元氣後のお茶のみ		昼食(持参) ・ お茶のみ		1.2時～1.7時	お元氣くらぶ世話係	
20 渡ノ羽	第2・第4水曜日	5人	会館	高橋正子	H28.12	編み物会	無料	編み物		1.0時～1.2時	自治会有志	
21 成森	月曜日	10人	会館	横山小枝子	H29.4	女性サロン・オープンカフェ	町内会費1万円・100円	ゲーム・バズル・お茶のみ・昼食(持参)	第1お元氣、第3女性サロン、第2オープンカフェ	1.0時～1.5時	自治会	週1回
22 万谷	月1回(第1日曜日)	18人	会館	鹿見島巖	H29.5	万谷お元氣パーティⅡ	町内会費1万円	軽体操・ゲーム・おしゃべり		1.0時～1.2時	自治会	
23 古苔竹	第1・第3月曜日	15人	会館	木村美奥	H29.6.19	若竹会	無料	スクエア・ゲーム	第2・4お元氣+お茶のみ、第13若竹会、老人クラブ	1.0時～1.2時	自治会有志	週1回
24 尾徳部	第3日曜日	13人	小笠原宅	浅利由子	H29.9.17	女子会	500円	お茶のみ		1.0時～1.2時	自治会婦人部	

**【地区まわりでの取材内容の取りまとめ②】・・・地区まわりの際、参加者へも配布  
→ 活動している方々のモチベーションアップ、地域で取組み可能な活動のイメージを持ちやすい！**

**居場所・サロンの紹介**

**細前田 お茶っこの会**

(場所) 細前田会館  
(連絡先) 柴田フミ子  
(開催日時) 月 1回 10時～14時半 (集まった時に次回の予定を決める)  
(運営) 自治会老人会

◇内容

- ・手遊び、体操、歌、ゲーム、踊り等昼食をはさみ行う。おしゃべりタイムも楽しい。
- ・折り紙で「まなびびあ」に出品したこともある。
- ・年1回バスで日帰り旅行 (女性部会と老人部会合同で)
- ・平成28年は乗り合いタクシーを利用して無料の見学をした。
- ・必要人には送迎もしており助け合いの活動も生まれている。
- ・男性陣の中には皆が体操等していても関係なく囲碁をしたりごろ寝している人もいる。

◇きっかけ

細前田地区自治会の老人部会の役員は2年交替である。当時老人部会の部長さんだった一方井さんが年1回のお出かけだけでは物足りない、月1回皆で集まり歌を歌ったり踊りをしたりし交流しないかと柴田さんに相談を持ちかけた。早速平成12年4月頃から月1回のお茶っこ会がスタートした。はじめは10人程度の参加であったが声掛けで徐々に増えてきた。

◇ひと

リーダー1人 (柴田)、調理担当 (福井)、体操やゲーム担当 (一方井、村木) がおり、それぞれ自分の役割を果たしている。

◇お金

平成12年頃は1回300円の個人負担であったが参加人数が多いので平成17年からは1回200円となり昼食の材料費となっている。

◇トピックス

- ・男性7人女性17～18人で合わせて24～25人の参加で、男女が交り合うのいい。
- ・差し入れをもらっても皆には紹介しない。何か持ってきたらいいと思えば困るので。
- ・調理は4品ほど手作りの物を提供。
- ・お元気づらぶの後のお茶飲みも月1回はあるので合わせて月2回の交流の場となっている。
- ・最高齢者は98歳で家族の送りの元参加している (家族の協力がある)。



細前田  
めいめい、おしゃべりしたり、雑誌を読んだり、テレビを見たり、和やかな雰囲気です♪

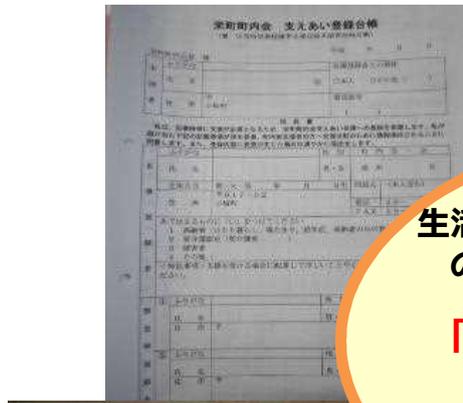
教え合いながら、久しぶりのあやどりを楽しんでいきます



皆さんと一緒に、お昼ご飯を食べます



地域を訪問巡回してみても・・・



生活支援コーディネーター・協議体の関係者も把握していなかった  
**「地域の資源」「地域の宝」「地域の強み」**  
再発見！⇒伸ばす活動！



**地域の現状と将来を知り、ともに動き出すきっかけづくりと後方支援！**

# 総合事業を実施したことにより・・・

## ①地域包括ケアシステム構築への早期取り組み

⇒地域が加速度的に高齢化する中で、行政が全てに手をかけることは出来ない。  
長期的に持続可能な地域づくりしていくためには、地域包括ケアシステムの構築が必要。総合事業への取り組みにより、その構築に早期に取り組み、余裕を持って少しずつ将来に向けた体制の確保、事業の検討ができています。

## ②第7期介護保険事業計画の策定へのデータの蓄積

⇒データが蓄積されることで、事業計画策定における推計がより正確になった。  
総合事業の実施により表面化した課題への対処が可能となり、事業の充実を図ることができている。

## ③住民の居場所（社会的役割）の再発見

⇒総合事業のボランティアの活動にやりがいを感じ、活動的になった例。  
総合事業の実施によって、事業のメニューが豊富となり、利用者のみでなく、ボランティアとしての参加等、住民の活動の幅が広がっている。

## ④住民意識の転換と連携

⇒地域住民も、現在住んでいる地域の現状や将来に問題意識を持つようになってきている。地区まわりにより、“自分たちの地域がこのままでいいのだろうか”と考え、新たに居場所や支え合いの活動を始めた地域が複数ある。住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるような地域づくりに向けて行政と住民が共通意識を持ちつつある。

33

## 6. 今後の展望

### ・移動の足の確保

⇒地区まわりをする中で、「生きるための買い物はなんとかできているが、“生活の質”に関わる買い物が不足している」との声有り。  
町全体の問題！企画部門とともに方策を検討していく。

### ・一般介護予防事業の在り方の再検討

⇒既存事業はこのままでいいか？他のアプローチの必要性は？第7期中見直し

### し住民への継続的な意識啓発とニーズ、状況の把握

⇒年々変化し続ける地区の状況の把握。

地域での支え合いの仕組みづくりのベースとなる居場所の拡充・継続、  
地域での見守り体制、助け合い（生活支援）活動の促進・強化。

地区まわりを継続し、地域の現状・課題の把握、対話の機会の確保。

まずは、町が地域のことを本気で考えている姿勢と取組を！

### ・現在の体制の維持

⇒地域包括支援センターの職員や生活支援コーディネーター、その他各種“機動部隊”の担当が替わっても、現在の取組が停滞しないよう、後継者の育成が最重要！少しでも“かじっている”人をたくさんつくる！

**住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続ける  
ことができる地域づくり・事業の構築に取り組みます！**

34



ご清聴ありがとうございました



小坂町かぶきん